

各所属所長 様
(市町村立学校、県立大学)

公立学校共済組合埼玉支部長

令和5年度における組合員証等の検認について(通知)

組合員情報及び被扶養者の資格の適否を確認するため、地方公務員等共済組合法施行規程第97条の規定に基づき、組合員証、組合員被扶養者証及び高齢受給者証(以下「組合員証等」という。)の検認を実施しますので、下記により取扱い願います。

記

1 昨年度との変更点

(1) 個人番号を利用した情報連携による所得証明書の取得について

個人番号を利用した情報連携により被扶養者の所得証明書の添付を省略することができます。希望する場合は、組合員及び被扶養者本人の自書による別紙6「同意書」の提出が必要です。「同意書」により所得証明書の提出を省略できる被扶養者は、当共済組合が個人番号を保有している被扶養者のみです。収入比較を行う配偶者等、被扶養者でない者については対象外であり、別途所得証明書等の提出を要します。

同意書の提出期限は下記のとおりです。

同意書提出期限：令和5年7月31日(月)福利課必着

同意書は必ず「3 提出書類及び期限等」に掲げる他の提出書類(一覧表、扶養事実届と併せて提出してください。(同意書のみでの提出は受けません。))

なお、提出期限を過ぎて同意書が提出された場合には、情報連携による照会ができません。所得証明書の写しを提出してください。

(2) 別居扶養における送金の事実が確認できる書類について

令和4年3月10日付け公共埼第862-2号「令和4年度人事異動等に伴う共済組合員証関係の事務手続について(通知)」で通知したとおり、別居している被扶養者への送金の事実が確認できる書類は原則として、預金通帳の写し、現金書留の控え等とします。申立書での認定は認められません。

ただし、令和5年度の検認の対象期間は「令和4年1月から令和4年12月」となるため、手渡しで行っている組合員への経過措置として、令和4年10月以前の送金(手渡し)に限り、別紙3「別居被扶養者への送金等に関する申立書」により確認することも認めます。

2 検認の対象者及び対象期間

(1) 対象者 組合員及び被扶養者(令和5年6月1日現在)

(2) 対象期間 令和4年1月1日から令和4年12月31日まで

※ 令和5年4月以降に認定された被扶養者も対象です。

※ 令和5年6月1日までに認定された被扶養者で、認定時に上記期間の所得証明書の提出がない場合は、検認の対象となります。

3 提出書類及び期限等

(1) 全組合員共通

ア 提出書類

- ・所属所別組合員等一覧表(福利課控え)
- ・下記(2)及び(3)に掲げる被扶養者に係る確認書類

イ 提出期限

令和5年9月1日(金)

- ※ 令和5年9月末日までに検認が終了していない場合、令和5年1月以降の組合員証・被扶養者証等を無効とし、回収させていただく場合があります。
(地方公務員等共済組合法施行規程第97条第4項)

ウ 照合確認方法等

(ア)所属所別組合員等一覧表は、「福利課控え」と「所属所控え」の計2部送付します。
(市町村立学校は市町村教委経由で郵送します。)

(イ)資料1「所属所別組合員等一覧表の確認に当たっての注意事項」(P8)を参照し、記載事項の照合及び確認を行ってください。扶養手当の事後確認が終了し、扶養手当上の扶養親族として確認できた場合は、備考欄の扶養手当は「有」に○を付けてください。扶養手当上の扶養親族でない場合は、備考欄の扶養手当は「無」に○を付けてください。

(ウ)記載内容を確認後、「福利課控え」右上の「内容確認日」欄に、確認した日を記入の上、提出してください。

照合及び確認の結果、訂正を要する場合は「共済組合員・被扶養者申告書(以下「様式第1号」という。)」により、速やかに所定の手続を行ってください。

- ※ 所属所別組合員等一覧表は、令和5年5月8日(月)までに福利課で受理及び登録した申告内容に基づき、作成しています。

(2) 令和5年6月1日現在、扶養手当の扶養親族として認定されている被扶養者

普通認定の被扶養者にかかる確認書類

対象者	確認書類
被扶養者(普通認定)	事後確認が完了している場合、提出する書類はありません。
市町村費支弁職員の被扶養者 (さいたま市立学校、川越市立川越高等学校を除く)	市区町村長等が発行した扶養手当支給証明書(P18別紙5)

(3) 令和5年6月1日現在、扶養手当上の扶養親族として認定されていない被扶養者
(特別認定)にかかる確認書類

対象者	確認書類
(ア) 子、孫、兄弟姉妹、 配偶者、父母、 祖父母のとき	1 扶養事実届(検認用)(P11、別紙1)
	2 所得に関する証明書(P4～5、注1参照) ※ 対象者が義務教育終了前及び高校1年生(平成19年4月2日以降生まれ)の場合は、不要です。
	3 通常の扶養義務者の所得に関する証明書(P5～6、注2参照) ※ 組合員が令和5年6月1日の時点において育児休業等(育児休業・産前産後休暇)の場合は不要です。この場合、扶養理由欄に、育児休業中である旨の記入をお願いします。
	※ 別居の場合は、次項(ウ)に定める書類も必要です。
(イ) その他の3親等内の 親族(義父母等)の とき	1 扶養事実届(検認用)(P11、別紙1)
	2 所得に関する証明書(P4～5、注1参照)
	3 住民票の写し(P7、4参照) ※ 同居要件を確認するため
	4 通常の扶養義務者の所得に関する証明書(P5～6、注2参照)
(ウ) 上記(ア)、(イ)のい ずれであっても、組 合員と被扶養者が 別居している場合 は、右の書類も加え て必要	令和4年1月から令和4年12月までの1年間の送金事実が 確認できる下記の書類のいずれか
	1 送金を受けている者の預金通帳の写し(名義部分含む)
	2 振込依頼明細書(振込人名及び受取人名が確認できるもの) ※ (ア)、(イ)いずれの場合も別居認定の要件は、「別居認定対象者の総収入額の3分の1以上を組合員が送金していること」です。 別居認定の要件を満たさなくなった場合は、様式第1号の2と共に別紙4「別居被扶養者に係る認定取消申告書」(P17)を提出し、被扶養者取消の手続きをしてください。参考までに、取消となる事例を資料2(P9)に掲載しましたので、参照してください。

※ 提出の際は、確認書類の右上(余白)に、所属所コードと組合員番号の電算用ゴム印を押印してください。

※ 22歳年度末を迎えた場合や組合員が定年退職しフルタイム再任用になったことなどにより扶養手当が取消しになった場合も、特別認定の被扶養者として確認書類を提出してください。

(注1)所得に関する証明書

被扶養者の収入状況	提出書類
無職無収入の場合	所得証明書の写し(*1)又は別紙6「同意書」(*2)
パート・アルバイト収入等の給与収入がある場合	所得証明書の写し(*1)又は別紙6「同意書」(*2)
	※「源泉徴収票」及び「所得に関する申立書」は不可。 所得証明書を御提出いただく場合は、次の①②に御留意ください。また、別紙6「同意書」を提出された方で所得情報照会の結果、次の①②に該当することが判明した場合は、当組合から御連絡しますので御対応をお願いします。 ① 収入合計額が130万円以上(障害厚生年金を受けられる程度の障害を有する者又は60歳以上の者は180万円以上)となっている場合は、別紙2「給与等に関する証明書(P14)」(*3)も併せて提出してください(取消しになる場合があります)。 ② 収入合計額が120万円以上130万円未満(障害厚生年金を受けられる程度の障害を有する者又は60歳以上の者で、年金と合算して170万円以上180万円未満)となっている場合は、所得証明書の余白に通勤手当の支給の有無を記入してください。通勤手当が支給されている場合は、<u>令和4年1月から令和4年12月までの通勤手当支給額を所得証明書の余白に記入してください。</u>
年金等受給者のうち、遺族・障害年金、年金生活者支援給付金等、所得証明書に記載されない年金を受給している者	1 所得証明書の写し(*1)又は別紙6「同意書」(*2) 2 該当する年金の年金改定通知書の写し(最新のもの)又は直近の振込通知書の写し
個人年金を受給している者	1 所得証明書の写し(*1)又は別紙6「同意書」(*2)
	2 受給している個人年金の金額がわかる書類の写し
	3 確定申告している場合は、確定申告書の写し(個人番号の記載がある場合は、番号を隠すこと)
事業所得、農業所得、不動産所得等がある場合 (マイナスの場合も必ず提出)	1 所得証明書の写し(*1)又は別紙6「同意書」(*2)
	2 確定申告書の写し(個人番号の記載がある場合は、番号を隠すこと)
	3 損益計算書(青色申告決算書又は収支内訳書)の写し(*4)

被扶養者の収入状況	提出書類
株等譲渡収入・配当所得等がある場合	1 所得証明書の写し(※1)又は別紙6「同意書」(※2)
	2 NISA口座、特定口座で確定申告をしていない場合 ・ 証券会社が発行する年間取引報告書の写し
	3 確定申告をしている場合 ・ 確定申告書の写し(個人番号の記載がある場合は、番号を隠すこと) ・ 株等に係る譲渡所得等の金額計算明細書の写し
その他の所得がある場合	収入額が把握できる証明書等の写し

(※1)非課税証明書は不可です。所得証明書は、市区町村から発行された令和4年1月から令和4年12月までの収入を証明しているものとしてください。

(※2)個人番号を利用した情報連携により所得証明書の添付を省略することを希望する場合は、組合員及び被扶養者本人の自書による別紙6「同意書」(P19)が必要です。所得証明書の提出を省略できる被扶養者は、当共済組合が個人番号を保有している被扶養者のみです。(個人番号を提出していない者や、収入比較を行う配偶者等、被扶養者でない者については対象外のため所得証明書を提出してください。)

(※3)令和3年1月(最長の場合。給与の支給状況によって異なります。)から現在までを証明しているもの(P15、記入例を参照)。

(※4)新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援金等(持続化給付金・雇用調整助成金等、P7、5参照)を受給している場合は、各種支援金等の名称と金額が確認できるものの写しも併せて御提出をお願いします。

上記のほか、必要に応じて提出していただく書類もありますので、あらかじめ御了承ください。また、認定限度額未満であっても、他の健康保険に加入している場合は被扶養者にはなれません。速やかに、取消しの手続きをしてください。

(注2)通常の扶養義務者

○ 通常の扶養義務者とは、民法上第一扶養義務を負う者、又は共同扶養における他の扶養義務者です。

認定対象者	通常の扶養義務者
子	組合員及びその配偶者
実父(実母)	実母(実父)(組合員の配偶者は該当しません。)
義父(義母)	義母(義父)及び組合員の配偶者
祖父(祖母)	祖母(祖父)及び父母

※ 認定対象者が上記以外の場合については、資格管理担当へお問合せください。

- 組合員が主たる扶養者であることを確認するために、他の扶養義務者との収入比較を行います。通常の扶養義務者の下表の書類を提出してください。ただし、通常の扶養義務者が公立学校共済組合員(他支部及び任意継続組合員も含む)の場合や、組合員の被扶養者として認定されている場合は、収入比較は不要です。

通常の扶養義務者	提出書類
① 組合員本人	源泉徴収票の写し(令和4年分) ※ 確定申告をしている場合は、確定申告書及び損益計算書(青色申告決算書又は収支内訳書)等の写しが必要です。
② 公務員 (公立学校共済組合以外)	所得証明書の写し(※源泉徴収票は不可)
③ 民間企業勤務	
④ 事業所得、農業所得、不動産所得がある方	所得証明書の写し(※源泉徴収票は不可) 確定申告書及び損益計算書(青色申告決算書又は収支内訳書)等の写し(P5、(*4)参照)
⑤ 株等譲渡収入がある方	(NISA口座、特定口座で確定申告をしていない場合) ・ 所得証明書の写し(※源泉徴収票は不可) ・ 証券会社が発行する年間取引報告書の写し
	(確定申告をしている場合) ・ 所得証明書の写し(※源泉徴収票は不可) ・ 確定申告書の写し(個人番号の記載がある場合は、番号を隠すこと) ・ 株等に係る譲渡所得等の金額計算明細書の写し
⑥ 公的年金受給者	所得証明書の写し(※源泉徴収票は不可)
	障害、遺族等の公的年金を受けている場合、当該年金に係る年金額改定通知書の写し
⑦ 私的年金受給者	所得証明書の写し(※源泉徴収票は不可)
	年金額が記載された書類の写し(最新のもの)
⑧ パート・アルバイト	所得証明書の写し(※源泉徴収票は不可)

※ 通常の扶養義務者の所得証明書は、情報連携では取得できません。必ず所得証明書の写しを提出してください。

※ 上記のほか、必要に応じて提出していただく書類もありますので、あらかじめ御了承ください。

- 子の特別認定において、組合員とその配偶者で共同扶養している場合は、組合員の収入が配偶者の収入より多いか同程度(多い方の1割以内の差額)であれば、認定が可能です。
- 子の特別認定において、配偶者と離別したことにより別居している場合でも、配偶者から子に対して送金を受けている場合は、収入比較が必要となることがあります。送金を受けていない場合は収入比較をする必要はありませんが、別紙1「扶養事実届(検認用)」(P11)の「IV通常の扶養義務者」欄は、必ず記入してください。
- 育児休業中の組合員の収入は、育児休業を取得しなかったとしたら受給できる給与等の額で比較します。育児休業に入る直前の「源泉徴収票」の写しを提出してください。

4 住民票の写しについて

上記3(3)に定める確認書類のうち、住民票の写しの提出が必要になる被扶養者について、個人番号(マイナンバー)の記載がないものを用意するようお願いします。個人番号(マイナンバー)の記載がある住民票の写しを用意した場合は必ず個人番号を隠して提出してください。住民票の写しは、令和5年1月1日以降に交付されたものに限り(コピー可)。

5 新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援金の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援金等※は、被扶養者認定における収入には含めません。よって、各種支援金等を受給している者に係る確定申告書及び損益計算書(青色申告決算書又は収支内訳書)を提出する際は、各種支援金等の名称と金額が確認できるものの写しも併せてお願いします。

※ 雇用調整助成金、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金、持続化給付金、特別定額給付金、小学校等の臨時休業に対応する保護者支援等

6 65歳を迎える被扶養者の収入確認について

65歳になると、老齢基礎年金を請求することができます。老齢基礎年金を受給することにより収入額が変わるため、認定要件を確認していただく必要があります。

令和5年度中に65歳になる被扶養者(昭和33年4月2日～昭和34年4月1日生まれ)については「所属所別組合員等一覧表」の65歳到達欄に「*」を表示しています。また、注意事項をまとめましたので、資料3(P10)を該当する被扶養者がいる組合員に配付くださるようお願いします。

7 検認の結果

提出された書類に不足等がある場合は「検認事務不足書類等連絡票」により随時通知しますので、速やかに必要書類を提出してください。

検認が完了した場合は、令和5年10月以降に「検認完了通知」を送付します。

8 その他

(1) 被扶養者が日本国内に住所を有していない(住民票がない)が、国内居住要件の例外に該当する場合は、引き続き被扶養者として認定できます。該当する被扶養者がいる場合で、手続がまだお済みでない方については、様式第1号の2と該当する事由の添付書類を提出してください。

※ 様式第1号の2の記入については公立学校共済組合埼玉支部のウェブサイト(「諸届様式」→「(4)記入要領と記入例」)を参照してください。

添付書類については、「福利のしおり」P24(9)、P28(13)を参照してください。

(2) 組合員は海外居住中だが、被扶養者が国内に居住している場合は、組合員証等の検認の手続を行ってください。

(3) 本通知(様式データも含む)は、埼玉県立総合教育センターが運営する「学校支援コミュニケーションサイト」に掲載しますので、御活用ください。

【問合せ先】

公立学校共済組合埼玉支部 資格管理担当

所在地:〒330-0063

さいたま市浦和区高砂3-14-21 職員会館5階

(埼玉県教育局教育総務部福利課内)

電話:048(830)6694

所属所別組合員等一覧表の確認に当たっての注意事項

事務担当者が内容を確認した日を記入してください。										
事務担当者確認日										
月 日										
組合員番号	氏 名	65歳到達	性別	生年月日	共済資格取得年月日	住民票上の住所	続柄	口座	同・別	備考
999999	埼玉 太郎		男	S54.01.15	H08.04.01	330-0063 埼玉県 さいたま市浦和区 高砂3-14-21	本人	埼玉りそな 浦和東口 普通*****		
	埼玉 花子		女	S54.05.20	H08.05.15	330-0063 埼玉県 さいたま市浦和区 高砂3-14-21	妻	R5.6.1取消 (R5.6.1共第1号様式提出済)	同	扶養手当(有・無)
	埼玉 福子		女	H12.08.24	H12.08.24	330-0063 埼玉県 さいたま市浦和区 高砂3-14-21 (アメリカ)	長女	R5.6.30住所変更	同一列	扶養手当(有・無) 特
	埼玉 三郎		男	H13.07.12	H13.07.12	330-0063 埼玉県 さいたま市浦和区 高砂3-14-21 360-0031 熊本県東区1-1-102 (R5.7.5共第1号様式提出済)	長男		同一列	扶養手当(有・無) 特
	埼玉 治郎	*	男	S33.08.02	R02.04.01	330-0063 埼玉県 さいたま市浦和区 高砂3-14-21	父		同	扶養手当(有・無)

※ 組合員及び被扶養者の記載内容を確認の上、誤りや現況との相違がある場合は、所属所の事務担当の方に申し出てください。

今年度中に65歳になる被扶養者について、*印で表示しています。

- すでに取消をした被扶養者が記載されていた場合には、赤線を引き、様式第1号の所属所控への写しを提出してください。
- 一覧表上、漢字によっては正しく記載されていないものがあります(例：「・」など)。組合員証、被扶養者証に記載されている漢字が正しければ、「誤りなし」としてください。
- 氏名漢字(姓)について、本人と被扶養者で使用している字が同一か確認してください。(例) 塚と塚 、 高と高 など

同居から別居、別居から同居など、実際の住所と一覧表上の住所が一致していない場合は、一覧表を修正の上、様式第1号を提出してください。すでに様式第1号を提出している場合は、提出日も記入してください。

※ 被扶養者の住民票が日本国内にない場合は、住所欄に「海外国名」を記入してください。

※ 郵便番号・住所も必ず確認してください。

※ 別居被扶養者の住所も確認してください。

次のような場合、一覧表に記載されている資格取得年月日と組合員証に記載されている資格取得年月日が相違する場合がありますが、問題はありません。

- 組合員種別の異動
短期組合員 → 一般組合員
一般組合員 → 短期組合員
・・・異動があった日
- 給与区分の切替
・ 県費支弁職員→市費支弁職員
・ 市費支弁職員→県費支弁職員
・・・異動してきた日

扶養手当の事後確認が終了し、扶養手当上の扶養親族として確認できた者は「有」、扶養手当上の扶養親族でない場合は「無」を○で囲んでください。

※ 扶養手当の有無で、検認時の確認項目が異なるので、記入は正確をお願いします。

金融機関等の合併や支店の統廃合により、使用できない口座が増えていますので、御留意ください。

※ 令和5年5月8日(月)までに福利課で受理及び登録をした内容に基づき作成しています。

※ 記載事項を確認した結果、修正する項目があった場合、様式第1号での修正申告が必要です。不明な点等ございましたら、資格管理担当へ御連絡ください。

別居扶養で取消しになる場合の事例

別居している父母等が認定取消しとなる代表的な事例をあげましたので、参考にしてください。

1 認定対象者の「総収入額」の3分の1以上を送金等していますか？

ここでいう「総収入額」には、年金・給与・事業所得など自分の名義で受給する収入の他に、組合員の送金額及び他の親族からの送金等の額も含まれます。同居者からの生活費負担額もある場合は、その額も含みます。

たとえば、次の場合には、組合員は弟よりも多く送金していますが、送金額が母の「総収入額」の3分の1に満たないので、認定できません。

認定対象者	母（60歳以上）	収入（年金）	100万円
同居者	父（60歳以上）	収入（年金）	200万円
送金者	組合員	送金額	80万円
〃	弟	〃	40万円

認定対象者(母)の総収入額 = 100万円 + ※50万円 + 80万円 + 40万円 = 270万円

※ 50万円は、父の母に対する生活費負担額（200万円－100万円）／2

組合員の送金額80万円 < 270万円 × 1／3（90万円）

2 送金等している者の中で、送金等の額が最も多いですか？

認定できるのは、送金等している親族の中で、組合員の送金等の額が最も多い場合です。

たとえば、次のときは、組合員は母の「総収入額」の3分の1以上を送金していますが、弟の送金額より組合員の送金額が少ないので、認定できません。

認定対象者	母（60歳以上）	収入（年金）	50万円
同居者	なし		
送金者	組合員	送金額	80万円
〃	弟	〃	100万円

3 別居先の父母の収入合算額が限度額を超過していませんか？

認定対象者単独の収入が扶養の条件である130万円／年（あるいは180万円／年）の収入限度額未満かつ、認定対象者の配偶者との収入合算額がそれぞれの収入限度額の合算額未満であることを目安とします。

次の場合には、送金等の額については、要件を満たしていますが、夫婦の収入合算額が限度額の合算額を超過していますので、認定できません。

認定対象者	母（60歳以上）	収入（年金）	120万円
同居者	父（60歳以上）	収入（年金）	260万円
送金者	組合員	送金額	100万円

120万円 + 260万円 = 380万円 ≥ **360万円** (180万円 × 2人)

60歳以上の方の収入限度額は180万円です。

※ ここにあげた事例以外にも取消しとなる場合があります。不明な点はお問合せください。

≪問合せ先≫ 担当：公立学校共済組合埼玉支部 資格管理担当
 （埼玉県教育局教育総務部福利課内）
 電話：048-830-6694

65歳を迎える御家族を扶養している方へ

被扶養者の収入の確認をお願いします！

65歳になると、老齢基礎年金を請求することができます。年金の受給開始や年金額の変動により収入が認定限度額を超過した場合には、被扶養者の資格を喪失しますので、下記の点に御注意ください。

○年金の決定・改定・年金額変更の通知書が届いたら、確認しましょう

60歳以上の者、又は障害厚生年金を受けられる程度の障害を有する者の「認定限度額」は180万円未満です。

年金の決定、改定に係る通知書等が届いた場合には、「収入」の確認をお願いします。

年額が合計180万円以上になった場合には、被扶養者の資格を喪失します。

※ 「収入」とは、年金、給与、個人年金など御家族自身が受け取るすべての収入をいいます。

○父母の収入合算金額を、確認しましょう

たとえば、母親を被扶養者としようとするとき、第一扶養義務者である父に、母を扶養することができる程度の収入がある場合は、原則として母の収入が認定限度額未満であっても被扶養者として認定することができません。父と母の年間収入を合算し、その額がそれぞれの認定限度額（年額130万円。ただし、60歳以上の者、又は障害厚生年金を受けられる程度の障害を有する者は180万円）の合算額未満であることを認定の目安とします。

収入が増加（新たに年金の決定・改定など）した場合、父母の収入を合算した金額が超過する場合もありますので、御注意ください。

○別居している家族を扶養している場合の要件とは

別居している親族（父母、祖父母、兄弟姉妹、孫）を被扶養者として認定する場合、認定対象者の「総収入額」の1/3以上の額を組合員が認定対象者に対し送金をしていることが認定要件となります。

認定対象者の収入が増加し、送金額の割合が「総収入額」の1/3未満となった場合は、被扶養者の資格を喪失しますので、速やかに取消しの手続きをお願いします。

総収入額	=	認定対象者の収入額	+	組合員の送金額	+	組合員以外の方の送金額	+	別居先家族の認定対象者に対する生活費負担額
------	---	-----------	---	---------	---	-------------	---	-----------------------

※ 被扶養者の認定要件に該当しなくなった場合には、速やかに取消しの手続きをしてください。

※ 不明な点がある場合には、お問合せください

《問合せ先》

担当：公立学校共済組合埼玉支部 資格管理担当
（埼玉県教育局教育総務部福利課内）

電話：048-830-6694

扶養事実届（検認用）

所 属 所 名				組合員氏名			
所 属 所 コー ド				組合員番号			

◆ 提出の際は、様式の右上に電算用ゴム印を押印すること。

I	認 定 対 象 者	氏 名 (続柄)	生 年 月 日 昭和 平成 令和 年 月 日 (歳)	性 別	男 女
	居住状況	同居・別居 (別居の場合は右欄Ⅴも記入)			

II	扶 養 理 由	◆ 扶養の実態、扶養の理由を具体的に記入してください。 ◆ 通常の扶養義務者が他にいない場合には、その者が扶養できない理由を具体的に記入してください。 (※)	
		※ 通常の扶養義務者とは、社会通念上、扶養第一義務を負うと考えられる者。又は、共同扶養における他の扶養義務者	
前年1月～12月の状況	収入の種別	◆ 該当する項目すべてに○をしてください。 職 業 : 無 ・ 有 (具体的に記入) 収入の有無 : 無 ・ 有 (収入有の者は以下に記入してください。) 収入の種別	
		↓ 「有」の場合の種類	
	収入等の種別	有無	金額 (年額)
	公的年金	有・無	老齢又は退職年金・遺族年金・障害年金・その他 ()
	私的年金	有・無	名称 () (注) 企業年金・財形年金・農業者年金も含まれます。
	給与収入	有・無	
	事業所得等	有・無	商業・工業・農業・漁業・その他 () (注) 原則として確定申告書及び損益計算書(収支内訳書)の写しが必要となります。
	その他	有・無	株等・利子・不動産・傷病手当金・その他 ()
	年間収入額 (A)		

公立学校共済組合埼玉支部長 様	
扶養の事実について上記のとおり申告します。 なお、被扶養者としての要件を欠くこととなった場合には、速やかに申告します。	
令和 年 月 日	住 所 申請者 氏 名

III	組合員と同居する家族	氏 名	続柄	年齢	職業	公立学校共済組合員である場合には○ 組合員本人の被扶養者である場合には○	収入額 (年額)	組合員番号
		本人 (組合員)				○	円	
		配偶者 (有・無)					円	
							円	
							円	

IV	通常の扶養義務者	◆ 組合員本人以外に通常の扶養義務者がいる場合、その者について記入してください。 通常の扶養義務者についてⅢ、Ⅴに記入している場合は、記入不要です。						
		氏 名	続柄	年齢	職業	公立学校共済組合員である場合には○ 組合員本人の被扶養者である場合には○	収入額 (年額)	摘要
		認定対象者との居住状況	同居・別居	別居の場合、送金額 (年額) を記入			円 (C)	

V	別居扶養に関する事項	◆ 認定対象者に対する組合員及び他の送金者の送金額等					
		氏 名	続柄	送金額 (年額)	送金方法 (○で囲んでください。) 口座振り込み 現金書留 手渡し その他 ()	送金の開始日 年 月 日	
			本人 (組合員)	円 (B)			
		組合員本人以外の送金者の状況 (有・無)					↓ 組合員本人については、送金の事実が確認できる書類 (※) の添付が必要です。 (令和4年1月から令和4年12月) ※送金の事実が確認できる書類とは、預金通帳の写し (原則被扶養者名義のもの)、現金書留の控え等です。
		氏 名	続柄	送金額 (年額)	送金方法 (○で囲んでください。) 口座振り込み 現金書留 手渡し その他 ()		
				円 (C)			
				円 (C)			
		別居先の家族構成 (同居者 有・無) ↓					
		氏 名	続柄	年齢	収入額 (年額)	認定対象者に対する生活費負担額 (D)	
			円		円		
			円		円		
			円		円		

事 務 局 処 理 欄						
認定対象者の収入 (A)	組合員の送金額 (B)	組合員以外の者の送金額 (Cの計)	生活費負担額 (D)	総収入額 (左の計)	総収入の1 / 3	認定の可否

記入例1

扶養事実届（検認用）

◆ 提出の際は、様式の右上に電算用ゴム印を押印すること。

配偶者欄が空欄の場合、Ⅳに記入が必要となることがあります。

所属所名					組合員氏名				
所属所コード					組合員番号				
福利小学校					埼玉和夫				
4	0	A	9	9	8	9	9	9	9

Ⅰ	認定対象者	氏名 (続柄)	埼玉和也 (長男)	生年月日	昭和 平成 令和	12年12月21日 (22歳)	性別	男 女
	居住状況	(同居)・別居 (別居の場合は右欄Ⅴも記入)						

Ⅲ	組合員と同居する	氏名	続柄	年齢	職業	公立学校共済組合員である場合には○	組合員本人の被扶養者である場合には○	収入額(年額)	組合員番号
		埼玉和夫	本人(組合員)	51	教員	○		7,800,000 円	
		埼玉好子	配偶者(有)無	48	会社員			7,400,000 円	
		埼玉和也	長男	22	学生		○	960,000 円	

※通常の扶養義務者(この場合、組合員及び配偶者)の収入比較の書類を添付してください。
組合員:源泉徴収票
配偶者:所得証明書、(確定申告をしている場合は加えて)確定申告書及び損益計算書等の写し
※配偶者が、公立学校共済組合の組合員である場合(任意継続組合員も含む)又は組合員の被扶養者である場合は収入比較は必要ありません。

Ⅳ	常 の 扶 養 義 務 者	通常の扶養義務者についてⅢ、Ⅴに記入している場合は、記入不要です。							
		氏 名	続柄	年齢	職業	公立学校共済組合員である場合には○	組合員本人の被扶養者である場合には○	収入見込み額（年額）	摘要
		認定対象者との	同居・別居	別居の場合、送金額		円（C）			

※通常の扶養義務者が、Ⅲ及びⅤ以外にいる場合、Ⅳに記入してください。
例えば、子の特別認定において、配偶者と離別し別居している場合は、その者について記入してください。
その者から子に対して送金をしている場合は収入比較が必要になることがあります。
※その者が、公立学校共済組合の組合員である場合又は組合員の被扶養者である場合は収入比較は必要ありません。

Ⅴ	別居	組合員本人以外の送金者の状況(有・無)		送金額(年額)		送金方法(○で囲んでください。)	組合員本人については、送金の事実が確認できる書類(※)の添付が必要です。(令和4年1月～令和4年12月)
		氏名	続柄		円(○)	口座振り込み 現金書留 手渡し	※送金の事実が確認できる書類とは、預金通帳の写し(原則被扶養者名義のもの) 現金書留の控え等です。
					円(○)	その他()	
						その他()	

収入額は前年の収入額を記入してください。また所得証明書を添付してください。

Ⅵ	する事項	別居先の家族構成(同居者 有・無)				
		氏名	続柄	年齢	収入額(年額)	認定対象者に対する生活費負担額(○)
						円
						円
						円

事務局処理欄						
認定対象者の収入(○)	組合員の送金額(○)	組合員以外の者の送金額(○の計)	生活費負担額(○)	総収入額(左の計)	総収入の1/3	認定の可否

扶養理由

◆ 扶養の実態、扶養の理由を具体的に記入してください。

◆ 通常の扶養義務者が他にいる場合には、その者が扶養できない理由を具体的に記入してください。(※)

長男は、アルバイト収入のみであり、収入額が少ない。
通常の扶養義務者である配偶者よりも私の方が収入が多いため、私が長男の生活費を負担している。

前年1月～12月の状況

※ 通常の扶養義務者とは、社会通念上、扶養第一義務を負うと考えられる者。又は、共同扶養における他の扶養義務者。

◆ 該当する項目すべてに○をしてください。

職業: 無・有 (具体的に記入 アルバイト)

収入の有無: 無・有 (以下に記入)

収入の種別

収入等の種別	有無		
公的年金	有(無)	老齢又は退職年金・その他()	
私的年金	有(無)	名称()	0
(注) 企業年金・財形年金・農業者年金も含まれます。			
給与収入	有(無)		960,000
事業所得等	有(無)	商業・工業・農業・漁業・その他()	0
(注) 原則として確定申告書及び損益計算書(収支内訳書)の写しが必要となります。			
その他	有(無)	株等・利子・不動産・傷病手当金・その他()	0
年間収入額(○)			960,000

公立学校共済組合埼玉支部長 様

扶養の事実について上記のとおり申告します。
なお、被扶養者としての要件を欠くこととなった場合には、速やかに申告します。

令和 5 年 8 月 10 日 住所 さいたま市浦和区高砂△-□-○
申請者 氏名 埼玉和夫

記入例2

扶養事実届（検認用）

◆ 提出の際は、様式の右上に電算用ゴム印を押印すること。

所属所名					組合員氏名				
所属所コード					組合員番号				
福利小学校					福利太郎				
4	0	A	9	9	7	9	9	9	9

I 認定対象者	氏名 (続柄)	福利孝子 (母)		生年 月 日	昭和 平成 令和 33 年 1 月 21 日 (65 歳)	性別	男 女
	居住状況	同居 (別居) (別居の場合は右欄Vも記入)					

組合員と同居する家族	氏名	続柄	年齢	職業	公立学校共済組合員である場合には○	組合員本人の被扶養者である場合には○	収入額 (年額)	組合員番号
III	福利太郎	本人 (組合員)	40	教員	○	○	6,800,000 円	
	福利花子	配偶者 (有・無)	38	教員	○	○	6,500,000 円	123456
	福利一郎	長男	15	学生		○	0 円	
	福利みどり	長女	13	学生		○	0 円	
							円	

II 扶養理由	◆ 扶養の実態、扶養の理由を具体的に記入してください。 ◆ 通常の扶養義務者が他にいる場合には、その者が扶養できない理由を具体的に記入してください。 (※)
	母は、年金収入のみであり、収入額が少ないため。通常の扶養義務者である父も年金収入のみのため、私が母の生活費として、毎月75,000円を送金している。

※ 通常の扶養義務者とは、社会通念上、扶養第一義務を負うと考えられる者。又は、共同扶養における他の扶養義務者。

IV 通常の扶養義務者	◆ 組合員本人以外に通常の扶養義務者がいる場合、その者について記入してください。 通常の扶養義務者についてIII、Vに記入している場合は、記入不要です。																							
	<table border="1"> <tr> <th>氏名</th><th>続柄</th><th>年齢</th><th>職業</th><th>公立学校共済組合員である場合には○</th><th>組合員本人の被扶養者である場合には○</th><th>収入額 (年額)</th><th>摘要</th></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>円</td><td></td></tr> <tr> <td>認定対象者との居住状況</td><td>同居・別居</td><td>別居の場合、送金額 (年額) を記入</td><td></td><td></td><td></td><td>円 (C)</td><td></td></tr> </table>	氏名	続柄	年齢	職業	公立学校共済組合員である場合には○	組合員本人の被扶養者である場合には○	収入額 (年額)	摘要							円		認定対象者との居住状況	同居・別居	別居の場合、送金額 (年額) を記入				円 (C)
氏名	続柄	年齢	職業	公立学校共済組合員である場合には○	組合員本人の被扶養者である場合には○	収入額 (年額)	摘要																	
						円																		
認定対象者との居住状況	同居・別居	別居の場合、送金額 (年額) を記入				円 (C)																		

II 前年1月～12月の状況	◆ 該当する項目すべてに○をしてください。 収入の有無：無・有 (具体的に記入) 収入の種別：無・有 (以下に記入してください。)																							
	<table border="1"> <tr> <th>収入等の種別</th><th>有無</th><th>「有」の場合の種別</th><th>金額 (年額)</th></tr> <tr> <td>公的年金</td><td>有・無</td><td>老齢又は退職年金・遺族年金・障害年金・その他 ()</td><td>900,000</td></tr> <tr> <td>私的年金</td><td>有・無</td><td>名称 (個人年金)</td><td>600,000</td></tr> <tr> <td>給与収入</td><td>有・無</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>事業所得等</td><td>有・無</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>その他</td><td>有・無</td><td></td><td></td></tr> </table> 受給しているすべての年金改定通知書(最新)及び所得証明書を添付してください。 給与及び年金以外に収入があり、確定申告をしている場合は、年金改定通知書、確定申告書及び損益計算書(収支内訳書)を添付してください。	収入等の種別	有無	「有」の場合の種別	金額 (年額)	公的年金	有・無	老齢又は退職年金・遺族年金・障害年金・その他 ()	900,000	私的年金	有・無	名称 (個人年金)	600,000	給与収入	有・無			事業所得等	有・無			その他	有・無	
収入等の種別	有無	「有」の場合の種別	金額 (年額)																					
公的年金	有・無	老齢又は退職年金・遺族年金・障害年金・その他 ()	900,000																					
私的年金	有・無	名称 (個人年金)	600,000																					
給与収入	有・無																							
事業所得等	有・無																							
その他	有・無																							

V 別居扶養に関する事項	◆ 認定対象者に対する組合員及び他の送金者の送金額等																																												
	<table border="1"> <tr> <th>氏名</th><th>続柄</th><th>送金額 (年額)</th><th>送金方法 (○で囲んでください。)</th><th>送金の開始日</th></tr> <tr> <td>福利太郎</td><td>本人 (組合員)</td><td>900,000 円 (B)</td><td>口座振り込み 現金書留 手渡し その他 ()</td><td>R2 年 12 月 21 日</td></tr> <tr> <td colspan="5">組合員本人以外の送金者の状況 (有・無)</td></tr> <tr> <td>氏名</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>氏名</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>氏名</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>別居先の家族構成 (同居者 有・無)</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>氏名</td><td>続柄</td><td>年齢</td><td>収入額 (年額)</td><td>認定対象者に対する生活費負担額 (D)</td></tr> <tr> <td>福利健一</td><td>父</td><td>70</td><td>1,900,000 円</td><td>200,000 円</td></tr> </table> 有無について○をつけてください。 令和4年1月～令和4年12月分の通帳の写し(名義部分を含む)を添付してください。送金部分にはマーカーで印をつけてください。	氏名	続柄	送金額 (年額)	送金方法 (○で囲んでください。)	送金の開始日	福利太郎	本人 (組合員)	900,000 円 (B)	口座振り込み 現金書留 手渡し その他 ()	R2 年 12 月 21 日	組合員本人以外の送金者の状況 (有・無)					氏名					氏名					氏名					別居先の家族構成 (同居者 有・無)					氏名	続柄	年齢	収入額 (年額)	認定対象者に対する生活費負担額 (D)	福利健一	父	70	1,900,000 円
氏名	続柄	送金額 (年額)	送金方法 (○で囲んでください。)	送金の開始日																																									
福利太郎	本人 (組合員)	900,000 円 (B)	口座振り込み 現金書留 手渡し その他 ()	R2 年 12 月 21 日																																									
組合員本人以外の送金者の状況 (有・無)																																													
氏名																																													
氏名																																													
氏名																																													
別居先の家族構成 (同居者 有・無)																																													
氏名	続柄	年齢	収入額 (年額)	認定対象者に対する生活費負担額 (D)																																									
福利健一	父	70	1,900,000 円	200,000 円																																									

公立学校共済組合埼玉支部長 様
扶養の事実について上記のとおり申告します。 なお、被扶養者としての要件を欠くこととなった場合には、速やかに
令和 5 年 7 月 6 日
住所 さいたま市浦和区 申請者 氏名 福利太

障害・遺族等の公的年金を受けている場合は、当該年金に係る年金額改定通知書の写し及び所得証明書の写しを添付してください。 給与及び年金以外に収入があり、確定申告をしている場合は、上記に加え、年金改定通知書、確定申告書及び損益計算書(収支内訳書)を添付してください。	例： 父の年間収入 1,900,000 母の年間収入 1,500,000 $\times 1/2 = 200,000$ この例によらない場合は、実際の生活費負担額を記入してください。
--	--

所属所名・コード					組合員氏名・番号					

給与等に関する証明書

下記のとおり証明します。

記

※3、4については、確定している事項についてのみ
記入してください。

※雇用契約書など労働条件の詳細を記した書類がある
場合は添付をお願いします（コピー可）。

- 1 対象者氏名 _____

2 採用日: _____ 年 _____ 月 _____ 日 (_____ 年 _____ 月 _____ 日に終了・終了予定)

3 勤務形態: 常勤・パート・他 (_____)
 勤務日数、勤務時間: 固定勤務制 (1 か月 _____ 日、1 日 _____ 時間) ・シフト制・他 (_____)

4 給 与: 月給 _____ 円 ・ 日給 _____ 円 ・ 時給 _____ 円
 交通費: 無・有→(月額・日額 _____ 円)
 諸手当: 無・有→(支払日 _____ 種類 _____)

5 給与支給日: 毎月 _____ 日 (支払方法: 現金手渡・口座振込)
 ※休日にあたる時 (前日支払・当日支払・翌日支払)

6 給与等の支給額 (税金等控除前の総支給額で、交通費・諸手当を含みます。)

(a) 証明日から直近 1 年間分の支給額を記入				(b) (a)の合計金額が130万円以上の場合には、さらに遡って 1 年間分を記入				(c) (b)の合計金額が130万円以上の場合には、さらに遡って 1 年間分を記入			
給与支払月		勤務日数	支給額	給与支払月		勤務日数	支給額	給与支払月		勤務日数	支給額
年	月	日	円	年	月	日	円	年	月	日	円
12か月の合計				12か月の合計				12か月の合計			

※表は支払日が古い順に上から下へ記入してください。

※他の勤務先との合計金額により、証明期間を追加していただく場合があります。

公立学校共済組合埼玉支部長 様

令和 年 月 日

事業主 住所
事業所名
代表者名
電話番号

印

押印は必須ではありません。
 なお、内容確認のため
 こちらから連絡をさ
 せていただくことが
 あります。

(問合せ先) 公立学校共済組合埼玉支部 資格管理担当 TEL:048-830-6694

給与等に関する証明書

下記のとおり証明します。

※3、4については、確定している事項についてのみ記入してください。
※雇用契約書など労働条件の詳細を記した書類がある場合は添付をお願いします（コピー可）。

- 1 対象者氏名 福利 京子 記
- 2 採用日: 令和 3 年 1 月 1 日 (年 月 日に終了・終了予定)
- 3 勤務形態: 常勤・パート・他 ()
勤務日数、勤務時間: 固定勤務制 (1 か月 日、1 日 時間)・シフト制・他 ()
- 4 給 与: 月給 円・日給 円・時給 1,050 円
交通費: 無・有→(月額・日額 200 円)
諸手当: 無・有→(支払日 12/20 種類 賞与 (100,000円))
- 5 給与支給日: 毎月 5 日 (支払方法: 現金手渡・口座振込)
※休日にあたるとき (前日支払・当日支払・翌日支払)
- 6 給与等の支給額 (税金等控除前の総支給額で、交通費・諸手当を含みます。)

(a) 証明日から直近1年間分の支給額を記入				(b) (a)の合計金額が130万円以上の場合には、さらに遡って1年間分を記入				(c) (b)の合計金額が130万円以上の場合には、さらに遡って1年間分を記入			
給与支払月		勤務日数	支給額	給与支払月		勤務日数	支給額	給与支払月		勤務日数	支給額
年	月	日	円	年	月	日	円	年	月	日	円
R4	7	18	109,800	R3	7	22	134,200	R3	2	16	97,600
4	8	25	152,500	3	8	21	152,500	3	3	18	97,600
4	9	15	91,500	3	9	16	128,100	3	4	22	109,800
4	10	19	115,900	3	10	15	115,900	3	5	21	134,200
4	11	16	97,600	3	11	25	91,500	3	6	16	128,100
4	12	19	223,500	3	12	15	91,500				
R5	1	25	152,500	R4	1	16	97,600				
5	2	19	115,900	4	2	18	97,600				
5	3	15	91,500	4	3	18	97,600				
5	4	21	128,100	4	4	19	115,900				
5	5	19	115,900	4	5	14	85,400				
5	6	22	134,200	4	6	14	85,400				
12か月の合計			1,517,500	12か月の合計			1,305,400	12か月の合計			664,900

令和4年12月に賞与が支給された場合の支給額の内訳
時給 1050×6H×19日＝ 119,700 円
交通費 200×19日＝ 3,800 円
賞与 100,000 円
税引き前給与支払総額 223,500 円

※表は支払日が古い順に上から下へ記入してください。
※他の勤務先との合計金額により、証明期間を追加していただく場合があります。

公立学校共済組合埼玉支部長 様
令和 5 年 6 月 30 日

住 所 所沢市北野1-35
事業主 事業所名 (株) スーパー埼玉 所沢店
代表者名 店長 *****
電話番号 042-*****

代表者印

押印は必須ではありません。
なお、内容確認のためこちらから連絡をさせていただきます。

(問合せ先) 公立学校共済組合埼玉支部 資格管理担当 TEL:048-830-6694

所属所名・コード	氏名・組合員番号

別居被扶養者への送金等に関する申立書

住 所
認定対象者 氏 名
組合員との続柄_____

下記のとおり、組合員_____から生計費として領収しました。
記

- 1 受領方法 手渡し ・ (送金方法): 口座振込 現金書留 その他()
2 受領単位 月額 _____円を _____か月に1回
年額 (_____年 _____月～ _____年 _____月分として) _____円を一括
他 (_____年 _____月～ _____年 _____月分として) _____円
3 領収年月日及び金額

※ 令和4年4月以降の送金分は、預金通帳の写し、現金書留の控え等を提出してください。

年 月 日	年 月 日	年 月 日
円	円	円
年 月 日	年 月 日	年 月 日
円	円	円
年 月 日	年 月 日	年 月 日
円	円	円
年 月 日	年 月 日	年 月 日
円	円	円
年 月 日	年 月 日	年 月 日
円	円	円

※上段：領収年月日、下段：領収金額

☐ 送金を確認できる書類が添付できない理由を記入してください。

☐ 送金ができない場合には、その理由を記入してください。

公立学校共済組合埼玉支部長 様
令和 _____年 _____月 _____日
所属所名
組合員氏名

別紙 4

所 属 所 名	組 合 員 氏 名
所属所コード	組 合 員 番 号

別居被扶養者に係る認定取消申告書

公立学校共済組合埼玉支部長 様

申告年月日 令和 年 月 日
所属所名
氏 名

下記のとおり、別居扶養の認定基準を満たさなくなりましたので申告します。

記

1 認定基準を満たさなくなった理由（該当する理由番号に○をすること。）

(1) ※	認定対象者の収入が増額した。又は収入を得るようになった。
(2)	組合員の送金額が減少した。 ・ 組合員の送金額が、認定対象者の収入・組合員の送金額・他の者の生活費負担額の合計額の3分の1以上でなくなった。
(3)	組合員が送金をしなくなった。
(4)	他の送金者の送金額が増額した。 ・ 他の者の生活費負担額が組合員の送金額を上回った。
(5)	その他 ()

2 上記の事実が発生した日

令和 年 月 日

※ 上記 1－(1) についてはその事実が分かる書類を添付すること。
例) 被扶養者の年金額が増額した場合、その改定通知書の写し等

所 属 所 名	組 合 員 氏 名
所 属 所 コー ド	組 合 員 番 号

扶養手当支給証明書

下記の職員に係る被扶養者について、当該市町村の給与等に関する条例等に基づき、扶養手当を支給していることを証明します。

記

1 職員

所属所

氏 名

2 上記の職員に係る扶養手当該当者

	氏 名	性別	続柄	生年月日
1				
2				
3				
4				
5				
6				

公立学校共済組合埼玉支部長 様

令和 年 月 日

市町村名

証明権者

職名・氏名

(市町村長、教育長、校長等)

印

この用紙は、公立学校共済組合の検認のため、市町村費教職員が扶養手当を受給している場合に提出していただくものです。

所属所名					組合員氏名					
所属所コード					組合員番号					

同 意 書

公立学校共済組合埼玉支部長 様

私は、公立学校共済組合埼玉支部が 令和5年度の**組合員被扶養者証の検認事務**を処理するために限って、地方税関係情報を取得することに同意します。

なお、本書の提出の際の事務処理に限っての同意であることを申し添えます。

令和 年 月 日

※ 組合員が自ら署名をしてください。

組合員住所		1月1日の 住民票の市町村名
組合員氏名		

※ 被扶養者の方についても同意する者が自ら署名をしてください。

被扶養者住所		1月1日の 住民票の市町村名
被扶養者氏名	続柄 ()	

被扶養者住所		1月1日の 住民票の市町村名
被扶養者氏名	続柄 ()	

被扶養者住所		1月1日の 住民票の市町村名
被扶養者氏名	続柄 ()	

※ この様式は、被扶養者証の検認に係る審査事務に関して、共済組合がマイナンバーを利用して市町村民税情報を照会することに同意する場合に提出してください。

※ この同意書を提出することにより、所得証明書の提出を省略することができます。

なお、照会の結果、収入状況が確認できなかった場合は、所得証明書の提出を求める場合があります。

記入例

所属所名					組合員氏名					
所属所コード					組合員番号					
福利高等学校					福利 昭男					
6	0	A	9	9	2	3	4	2	3	4

同意書

公立学校共済組合埼玉支部長 様

私は、公立学校共済組合埼玉支部が 令和 5 年度の組合員被扶養者証の検認事務を処理するために限って、地方税関係情報を取得することに同意します。

なお、本書の提出の際の事務処理に限っての同意であることを申し添えます。

令和 5 年 7 月 8 日

※ 組合員が自ら署名をしてください。

組合員住所	さいたま市浦和区高砂 3 - 1 4 - 2 1	1 月 1 日の 住民票の市町村名
組合員氏名	福利 昭男	さいたま市

※ 被扶養者の方についても同意する者が自ら署名をしてください。

被扶養者住所	さいたま市浦和区高砂 3 - 1 4 - 2 1	1 月 1 日の 住民票の市町村名
被扶養者氏名	福利 晶子 続柄 (長女)	さいたま市

被扶養者住所		1 月 1 日の 住民票の市町村名
被扶養者氏名	続柄 ()	

被扶養者住所		1 月 1 日の 住民票の市町村名
被扶養者氏名	続柄 ()	

※ この様式は、被扶養者証の検認に係る審査事務に関して、共済組合がマイナンバーを利用して市町村民税情報を照会することに同意する場合に提出してください。

※ この同意書を提出することにより、所得証明書の提出を省略することができます。

なお、照会の結果、収入状況が確認できなかった場合は、所得証明書の提出を求める場合があります。